

建 築 物 清 掃 業

物的基準	①真空掃除機 ②床みがき機
------	------------------

人的基準	《清掃作業監督者》	
	資格の種類	提出する書類
	・清掃作業監督者講習会修了者	○清掃作業監督者講習会修了証書の写し
	《清掃作業従事者》	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の要件に該当する研修を修了したものであること。</li> <li>①清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。</li> <li>②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が登録する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。</li> <li>③その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。</li> <li>④その指導に当たる者が、③の内容を指導するのに適当と認められる者であること。</li> </ul>	

<p>清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること</p>	<p>●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (平成14年厚生労働省告示第117号)第1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。</li> <li>②カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れ等の状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。</li> <li>③日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。</li> <li>④建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。</li> <li>⑤真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。</li> <li>⑥廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。</li> <li>⑦①から⑥までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。</li> <li>⑧⑦に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。</li> <li>⑨清掃作業及び掃除用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。</li> </ul> <p>※業務を他の者に委託する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者<sup>(注)</sup>に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</li> </ul>
--	---

(注)建築物維持管理権原者：建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの